

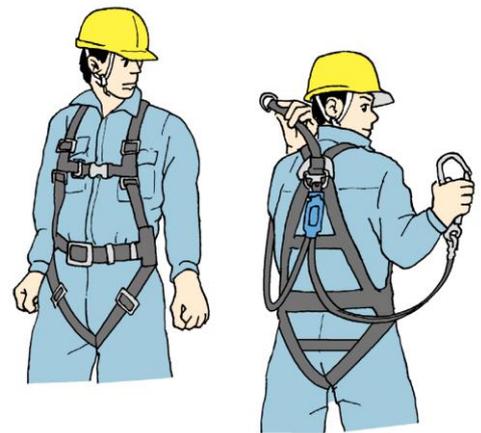
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第59条の規定により、高さが2メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところで、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
(2019年2月1日から施行された新規法律です)
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

対象者等

- ・「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に改められます。
- ・墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となりました。
- ・旧規格品は、2022年1月1日以降は使用不可です。



受講資格

特になし

受講科目・講習時間

- 学科講習** : 作業に関する知識(1H)、墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下同じ)に関する知識(2H) 労働災害の防止に関する知識(1H)、関係法令(0.5H)
- 実技講習** : 墜落制止用器具の使用方法等(1.5H)

受講料金 … 令和7年2月1日現在

- 一般 : 受講料 9,350円、テキスト代 990円、合計 10,340円
- 会員 : 受講料 8,250円、テキスト代 990円、合計 9,240円

その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。
助成金の申請方法等は、愛媛労働局助成金センターへ、講習の内容等は、愛媛労働基準協会へお問い合わせください。